

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年2月20日、運輸省令第8号）第6条に規定する検査対象軽自動車のOCRに用いる申請書の紙質等の基準（平成30年11月27日理事長達10号）

1. 紙質

項目	基準
用紙	「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で販売されているものであること。
坪量	64g/m <sup>2</sup> ～68g/m <sup>2</sup> であること。
紙厚	0.090mm～0.100mmであること。
白色度	80%以上であること。
平滑度	両面30sec～50secであること。

2. 印刷

項目	基準
色	様式の枠線、文字等の色は黒又はドロップアウトカラーであること。
色数	表面1又は2色、裏面0色とすること。
PCS値	0.80以上であること。
印刷方法	オフセット印刷機又はレーザープリンタにより印刷したものであること。

3. 寸法

項目	基準
紙の大きさ	A4版（日本工業規格A列4番）であること。
基準マーク等の大きさ	基準マーク等は、縦3mm、横3mmであること。
基準マーク等の位置	基準マーク等の位置は別記の基準マーク等の位置に従うこと。

4. その他

申請書等は、しわ、濡れ、変色、異物混入、裁断した際のバリ等がないこと。

【別記】紙の大きさ、基準マーク等の大きさ及び位置（3．寸法関係）

